

社会福祉法人 乘誓福社会
役員等報酬基準

平成 29 年 4 月 1 日

役員等報酬基準

役員等報酬基準は無報酬とする。

【定款】

第2章 評議員

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

第4章 役員及び職員

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。